

債所有期間明	所有期間明細書
	を

間明細書	細書
	同条第

に改め、同表前条第十二項の項中「前条第十二項」を「前

一項の

条第十四項」に改め、同表前条第十三項の項を次のように改める。

前条第十五項	第一項第一号若しくは 第一項第一号に	次条第一項第一号若しくは 同条第一項第一号に
又は振替国債所有期間 明細書、振替地方債所 第十二項において「所有期間明細書」という。)	又は同項第二号に規定する書類（以下この項及び	

有期間明細書	同項第二号イ若しくは 口	第一項第一号	次条第一項第一号
当該振替国債所有期間 明細書、振替地方債所 有期間明細書	当該所有期間明細書		

第五条の三第五項の表前条第二十項の項中「前条第二十項」を「前条第二十二項」に、「第五条の二第九項又は第十項」を「第五条の二第十一項又は第十二項」に、「第五条の二第十項」を「第五条の二第十二項」に、「同条第五項第四号」を「同条第七項第四号」に、「同条第十九項」を「同条第二十一項」に、「第五条の二第十九項」を「第五条の二第二十一項」に改める。

第八条第一項第一号中「（昭和十八年法律第四十三号）」を削る。

第八条の四第一項第一号中「百分の五」を「百分の三」に改め、同条第三項第一号中「（昭和三十二年

法律第二十六号)」を削る。

第八条の五第一項中「の所得金額」の下に「若しくは同法第百二十二条第三項（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）に規定する公的年金等に係る雑所得以外の所得金額」を加える。

第九条の三第一号中「百分の五」を「百分の三」に改める。

第九条の四の二第一項中「第四項」を「第三項」に改め、同条第二項中「この項から第四項まで」を「この項及び次項」に改め、「及び第四項」を削り、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とする。

第九条の八中「第十七項」を「第十六項」に改め、同条第一号中「百分の五」を「百分の三」に改める。

第十条の二第一項中「及び平成二十三年」を「から平成二十四年まで」に改め、同条第二項第一号を削り、同項第二号中「平成二十四年に」を「平成二十三年又は平成二十四年に」に、「前条第三項」を「同項中「同条第一項から第五項までの規定」とあるのは「同条第一項及び第二項中「百分の二十」とあるのは「百分の三十」と、同条第三項に、「とする」を「と、同条第四項及び第五項」と、「「百分の三

十」とあるのは「「百分の三十」とする」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同条第三項第一号を削り、同項第二号中「平成二十四年に」を「平成二十三年又は平成二十四年に」に、「前条第五項」を「第一項中「同条第一項から第五項まで」とあるのは「同条第一項から第四項まで」と、「百分の三十」とあるのは「「百分の三十」と、同条第五項」に、「百分の三十」を「百分の三十」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とする。

第十条の二の二第四項中「には、当該金額」を「又は次条第三項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」に改め、同条第六項中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)

第十条の二の三 青色申告書を提出する個人が、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの期間(第三項において「指定期間」という。)内にその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない次に掲げる減価償却資産(以下この条において「エネルギー環境負

「荷低減推進設備等」という。) を取得し、又はエネルギー環境負荷低減推進設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該個人の事業の用に供した場合(第一号に掲げる減価償却資産を貸付けの用に供した場合、同号イに掲げる減価償却資産を電気事業法第二条第一項第九号に規定する電気事業の用に供した場合及び第二号に掲げる減価償却資産を住宅の用に供した場合を除く。第三項において同じ。)には、その事業の用に供した日の属する年(事業を廃止した日の属する年を除く。第三項及び第九項において「供用年」という。)の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該エネルギー環境負荷低減推進設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該エネルギー環境負荷低減推進設備等について同項の規定により計算した償却費の額と特別償却限度額(当該エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額の百分の三十に相当する金額をいう。)との合計額(次項において「合計償却限度額」という。)以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該エネルギー環境負荷低減推進設備等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一 工エネルギーの有効な利用の促進に著しく資する機械その他の減価償却資産で次に掲げるもののうち政令で定めるもの

イ 太陽光、風力その他化石燃料（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される燃料をいう。）以外のエネルギー資源の利用に資する機械その他の減価償却資産

ロ エネルギー消費量との対比における性能の向上又はエネルギー消費に係る環境への負荷の低減に資する機械その他の減価償却資産（イに掲げる機械その他の減価償却資産に該当するものを除く。）

二 建築物に係るエネルギーの使用の合理化に著しく資する設備で次に掲げるもののうち政令で定めるもの（当該設備が設置された建築物が政令で定める基準を満たすことにつき政令で定めるところにより証明がされた場合の当該設備に限る。）

イ 建築物の熱の損失の防止及び建築物のエネルギーの効率的利用に資する設備

ロ 建築物の室内的温度、エネルギーの使用の状況等に応じた空気調和設備、照明設備その他の建築設備の運転及び管理を行うことによりエネルギーの使用量の削減に資する設備

2 前項の規定により当該エネルギー環境負荷低減推進設備等の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該エネルギー環境負荷低減推進設備等を事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該エネルギー環境負荷低減推進設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該エネルギー環境負荷低減推進設備等の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額とその満たない金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができます。

3 第十条第四項に規定する中小企業者に該当する個人で青色申告書を提出するものが、指定期間内にその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないエネルギー環境負荷低減推進設備等を取得し、又はエネルギー環境負荷低減推進設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該個人の事業の用に供した場合において、当該エネルギー環境負荷低減推進設備等につき第一項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その事業の用に供したエネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額の合計額の百分の七に相当する金額（以下この項及び第五項において「税額控

除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額(次項において「事業所得に係る所得税額」という。)の百分の二十に相当する金額(前条第三項の規定により当該供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額)を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4 青色申告書を提出する個人が、その年(事業を廃止した日の属する年を除く。)において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該個人のその年における繰越税額控除限度超過額が当該個人のその年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額(その年においてその事業の用に供したエネルギー環境負荷低減推進設備等につき前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合又は前条第三項若しくは第四項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額を控除した残額)を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額

を限度とする。

5 前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該個人のその年の前年（当該前年分の所得税につき青色申告書を提出している場合に限る。）における税額控除限度額のうち、第三項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額をいう。

6 第一項の規定は、個人が所有権移転外リース取引により取得したエネルギー環境負荷低減推進設備等については、適用しない。

7 第一項及び第二項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、エネルギー環境負荷低減推進設備等の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

8 第三項の規定は、確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

9 第四項の規定は、供用年及びその翌年分の確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明

細書の添付があり、かつ、当該翌年分の確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

- 10 その年分の所得税について第三項又は第四項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）並びに租税特別措置法第十条の一の三第三項及び第四項（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除）」とする。

第十条の四第一項中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同条第六項中「平成二十三年」を「平成二十四年」に改める。

第十条の六第一項第七号中「前条第三項」を「第十条の五第三項」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 第十条の二の三第三項又は第四項の規定 それぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額

控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

第十条の六第一項に次の一号を加える。

九 前条第一項の規定 同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

第十条の六第二項中「第十条の二の二第四項」の下に「第十条の二の三第四項」を加え、「前条第四項」を「第十条の五第四項」に改め、同条第三項中「第十条の二の二第五項」の下に「第十条の二の三第五項」を加え、「前条第五項」を「第十条の五第五項」に改め、同条を第十条の七とする。

第十条の五の次に次の一条を加える。

(雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除)

第十条の六 青色申告書を提出する個人（第一号に掲げる要件を満たすことにつき政令で定めるところにより証明がされたものに限る。）が、平成二十四年から平成二十六年までの各年（平成二十四年以後に事業を開始した個人のその開始した日の属する年（相続又は包括遺贈により当該事業を承継した日の属する年を除く。）及びその事業を廃止した日の属する年を除く。以下この項及び次項において「適用

年」という。)において、第二号に掲げる要件を満たす場合(同号イ及びロに掲げる要件にあつては、当該適用年においてこれらの要件を満たすことにつき政令で定めるところにより証明がされた場合に限る。)において、当該個人が雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第五条第一項に規定する適用事業(他の法律により業務の規制及び適正化のための措置が講じられている事業として政令で定めるものを除く。第四項において「適用事業」という。)を行つているときは、当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、二十万円に当該個人の基準雇用者数を乗じて計算した金額(以下この項において「税額控除限度額」という。)を控除する。ただし、当該税額控除限度額が、当該適用年の年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額の百分の十(当該個人が中小企業者(第十条第四項に規定する中小企業者をいう。第二号イにおいて同じ。)である場合には、百分の二十)に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

一 適用年及び当該適用年の前年において、離職者(雇用者であつた者で当該個人の都合によるものとして財務省令で定める理由によつて離職(雇用保険法第四条第二項に規定する離職をいう。)をした

者をいう。）がないこと。

一 次に掲げる要件の全てを満たしていること。

イ 当該個人の基準雇用者数が五人以上（当該個人が中小企業者である場合には、二人以上）であること。

ロ 当該個人の基準雇用者割合が百分の十以上であること。

ハ 当該個人の給与等支給額が当該個人の比較給与等支給額以上であること。

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 雇用者 個人の使用人（当該個人と政令で定める特殊の関係のある者を除く。）のうち一般被保険者（雇用保険法第六十条の二第一項第一号に規定する一般被保険者をいう。）に該当するものをいう。

一 基準雇用者数 適用年の十二月三十一日における雇用者の数から当該適用年の前年の十二月三十一日における雇用者の数を減算した数をいう。

三 基準雇用者割合 基準雇用者数の適用年の前年の十二月三十一日における雇用者の数に対する割合

をいう。

四 給与等 所得税法第二十八条第一項に規定する給与等（雇用者に対して支給するものに限る。）を
いう。

五 給与等支給額 適用年の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される給与等の支給額（そ
の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次号
及び第四項において同じ。）をいう。

六 比較給与等支給額 適用年の前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される給与等の支給
額に、当該給与等の支給額に当該適用年の基準雇用者割合を乗じて計算した金額の百分の三十に相当
する金額を加算した金額をいう。

3 第一項の規定は、確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記
載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合におい
て、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

4 前二項に定めるもののほか、第一項に規定する個人が適用事業を同項の規定の適用を受けようとする

年の前年に相続又は包括遺贈により承継した者である場合における当該前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される給与等の支給額の計算その他同項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

5 その年分の所得税について第一項の規定の適用を受ける場合における所得税法第百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第十条の六第一項（雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除）」とする。

第十一条第一項の表の第一号中「百分の十四」を「百分の八」に改め、同表の第二号中「もの及び」を「もの（船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条に規定する日本船舶に該当しないものを除く。）及び」に改める。

第十一条の二を削る。

第十一条の三第一項中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十四年三月三十一日」に、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）」を「産業活力の再生及び

産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十八号）による改正前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第二百三十一号。以下この項において「旧特別措置法」という。）に、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二条第十一項」を「旧特別措置法第二条第十一項」に改め、同項第一号から第四号までの規定中「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」及び「同法」を「旧特別措置法」に改め、同条第二項第一号中「第二条第十二項」を「第二条第十項」に改め、同項第二号中「第二条第十三項」を「第二条第十項」に改め、同条第三項中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同条第四項中「第十二条第二項」を「前条第二項」に、「第十二条の三第一項本文」を「次条第一項本文」に改め、同条第六項中「第十二条第三項」を「前条第三項」に改め、同条を第十二条の二とする。

第十二条の四第一項中「第十二条第三項」を「第十二条第二項」に改め、同条第二項中「第十二条の四第一項本文」を「第十二条の三第一項本文」に改め、同条を第十二条の三とする。

第十二条の五第一項中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同条第二項中「第十二条の五第一項本文」を「第十二条の四第一項本文」に改め、「計算上」を「計算上、」に改め、同条第二項中「第十二条の五第一項本文」を「第十二条の四第一項本文」に改め、

同条を第十一条の四とする。

第十二条の二第一項中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、「減価償却資産」の下に「（以下この条において「医療用機器等」という。）」を加え、「もの（以下この条において「医療用機器等」という。）」を「もの」に改め、同項第一号中「及び第三号」を削り、「百分の十四」を「百分の十二」に改め、同項第二号中「百分の二十」を「百分の十六」に改め、同項第三号を削る。

第十二条の三を削る。

第十三条の見出しを「（障害者を雇用する場合の機械等の割増償却）」に改め、同条第一項中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十六年三月三十一日」に、「その障害者雇用割合が百分の五十（当該個人の雇用障害者数が二十人以上である場合には、百分の二十五）以上である場合」を「次に掲げる要件のいずれかを満たす場合」に改め、「廃止した日」の下に「（以下この条において同じ。）」を加え、同項に次の各号を加える。

- 一 障害者雇用割合が百分の五十以上であること。

一 雇用障害者数が二十人以上であつて、障害者雇用割合が百分の二十五以上であること。

二 次に掲げる要件の全てを満たしていること。

イ 基準雇用障害者数が二十人以上であつて、重度障害者割合が百分の五十以上であること。

ロ その年の十二月三十一日における雇用障害者数が障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十年法律第二百二十三号）第四十三条第一項に規定する法定雇用障害者数以上であること。

第十三条第三項及び第四項を削り、同条第五項第三号中「（昭和二十五年法律第二百二十三号）」を削り、「重度身体障害者」を「重度身体障害者（第五号において「重度身体障害者」という。）」に、「重度知的障害者」を「重度知的障害者（第五号において「重度知的障害者」という。）」に改め、「又は知的障害者である短時間労働者」の下に「（次号において「身体障害者又は知的障害者である短時間労働者」という。）」を、「精神障害者である短時間労働者」の下に「（次号において「精神障害者である短時間労働者」という。）」を加え、同項に次の二号を加える。

四 基準雇用障害者数 その年の十二月三十一日において常時雇用する障害者、身体障害者又は知的障害者である短時間労働者及び精神障害者である短時間労働者の数を基礎として政令で定めるところに

より計算した数をいう。

五 重度障害者割合 その年の十二月三十一日における基準雇用障害者数に対する重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者、保健及び精神障害者福祉に関する法律第二条第六号に規定する精神障害者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の数を合計した数の割合として政令で定めるところにより計算した割合をいう。

第十三条第五項を同条第三項とし、同条第六項を同条第四項とし、同条第七項中「第一項から第三項までの規定又は第四項において準用する第十一条第二項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第五項とする。

第十三条の二第一項中「第五条第十四項」を「第五条第十五項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に改める。

第十三条の三の次に次の一条を加える。

（次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却）

第十三条の四 青色申告書を提出する個人が、平成二十四年から平成二十六年までの各年（以下この項において「指定期間」という。）において、次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第二条に規定する次世代育成支援対策に係る同法第十三条に規定する基準に適合するものである旨の認定（当該個人が指定期間内において最初に受けるものに限る。以下この項において「基準適合認定」という。）を受けた場合には、当該基準適合認定を受けた日の属する年（以下この項において「適用年」という。）の十二月三十一日（当該個人が、年の中途において死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した場合には、その死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した日。以下この項において同じ。）において当該個人の有する建物及びその附屬設備で事業の用に供されているもの（当該個人の当該基準適合認定に係る同法第十二条第一項に規定する一般事業主行動計画の同条第二項第一号に規定する計画期間開始の日から当該適用年の十二月三十一日までの期間内において取得をしたものでその建設の後事業の用に供されたことのないもの又は当該期間内に新築をし、若しくは増築若しくは改築（以下この項において「増改築」という。）をしたもの（所有権移転外リース取引により取得したものと除き、増改築をしたものにあつては当該増改築のための工事によつて取得し、又は建設した建物及び

その附屬設備の部分に限る。) に限る。以下この項及び次項において「特定建物等」という。) の償却費としてその年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定建物等について同項の規定により計算した償却費の額とその百分の三十二に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定建物等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2 第十三条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける特定建物等の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の」とあるのは「第十三条の四第一項の」と、「その合計償却限度額」とあるのは「同項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と、「前項、次条第一項若しくは第二項又は第十三条の三第一項」とあるのは「第十三条の四第一項」と、「これら」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

3 第十一条第三項の規定は、第一項の規定又は前項において準用する第十三条第二項の規定を適用する場合について準用する。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第十四条の見出しを「（サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却）」に改め、同条第一項中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に、「第三十七条の高齢者向け優良賃貸住宅」を「第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅」に、「高齢者向け優良賃貸住宅」を「サービス付き高齢者向け賃貸住宅」に、「又は高齢者向け優良賃貸住宅」を「又はサービス付き高齢者向け賃貸住宅」に、「当該高齢者向け優良賃貸住宅を」を「当該サービス付き高齢者向け賃貸住宅を」に改め、「（当該高齢者向け優良賃貸住宅につき同法第三十六条第一項の承認を受けた場合における当該承認の日以後の期間を除く。）」を削り、「当該高齢者向け優良賃貸住宅」を「当該サービス付き高齢者向け賃貸住宅」に、「に、次の各号に掲げる高齢者向け優良賃貸住宅の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」を「の百分の百二十八（当該サービス付き高齢者向け賃貸住宅のうちその新築の時における同法の規定により定められている耐用年数が三十年以上であるものについては、百分の百四十）に相当する」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「高齢者向け優良賃貸住宅」を「サービス付き高齢者向け賃貸住宅」に改める。

第十四条の二第一項中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、「又は第三号」を削り、同条第二項中「第四号」を「第三号」に、「第五号」を「第四号」に改め、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とする。

第十五条第一項中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

第二十条の二第一項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

第二十四条の二第一項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

第二十四条の三第四項中「第十三条第一項、第十三条の二及び第十三条の三」を「第十三条から第十三条の三まで」に改める。

第二十五条第一項中「平成二十三年」を「平成二十六年」に、「すべて」を「全て」に改め、「（その売却した肉用牛が）の下に「、財務省令で定める交雑牛に該当する場合には八十万円未満とし、」を加え、「五十万円未満」を「五十万円未満とする。」に、「二千頭」を「千五百頭」に改め、同条第二項中「二千頭を超える場合の」を「千五百頭を超える場合の」に、「すべて」を「全て」に改め、同項第一号中「二千頭」を「千五百頭」に改める。

第二十六条第二項第三号中「（昭和二十五年法律第百二十三号）」を削り、「又は」を「（平成十年法律第百十四号）又は」に改める。

第二十八条の三第一項中「減価補てん金」を「減価補填金」に改め、同条第三項中「こえる」を「超える」に改め、同条第五項及び第六項中「添附」を「添付」に改め、同条第八項中「行なう」を「行う」に改め、同条第一項中「第十三条第一項、第十三条の二及び第十三条の三」を「第十三条から第十三条の三まで」に改め、同条第十二項中「行なう」を「行う」に改める。

第二十九条の二の見出しを削り、同条の前に見出しがして「（特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等）」を付し、同条第一項中「」第二百八十九条ノ十九第二項又は「」を「」第二百八十九条ノ十九第二項若しくは「」に、「又は平成十三年旧商法」を「」若しくは平成十三年旧商法」に、「株式会社又は」を「株式会社若しくは」に、「執行役又は使用人で」を「執行役若しくは使用人で」に改め、「他の特定新株予約権等」の下に「並びに次条第一項に規定する特定外国新株予約権（次項第二号において「特定外国新株予約権」という。）」を加え、「との合計額」を「の合計額」に改め、同条第二項第二号中「他の特定新株予約権等」の下に「又は特定外国新株予約権」を加

え、同条第五項中「第七項及び第九項」を「第八項」に改め、同条第六項中「次項及び第九項」を「第八項」に改め、同条第七項を削り、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項中「第九項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とする。

第二十九条の四及び第二十九条の五を削り、第二十九条の三を第二十九条の四とし、同条の次に次の二条を加える。

第二十九条の五 削除

第二十九条の一の次に次の二条を加える。

第二十九条の三 会社法に相当する外国の法令の規定に基づく株主総会の決議、取締役会の承認その他これらに類するもの（以下この項において「決議等」という。）により新株予約権（当該決議等に基づき金銭の払込みをさせないで発行されたものに限る。）を与える者とされた当該決議等（以下この項において「付与決議等」という。）のあつた特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第 号）第十二条第三項に規定する外国法人で株式会社と同種類のもの（同法の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間に同法第四条第一項又は第六条第一項の規定